

令和 8 年 2 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 8 年 2 月 5 日
武雄市農業委員会

令和8年2月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和8年2月5日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時10分

2. 場 所 武内公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者17人 欠席者2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川 さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁		○	15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲		○
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画(案)について	
議案第4号	地域計画変更(案)に対する意見聴取について	
議案第5号	武雄市非農地証明願について	6件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長

それでは、令和8年2月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、5番中村委員、19番相原委員より欠席の届出がありました。欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願ひします。

会 長

(農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和8年2月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事録署名人に、10番 川口 敏広 委員、2番 松尾 初秋 委員
を指名いたします。

今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から先月分の報告事項をお願いします。

事務局 1月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 事務局から報告がありました。皆様方からお尋ね等ございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が9件提出されております。
まず、この議案の申請番号1番から8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆、2,056平米。申請事由、譲渡人は、今後の農地管理に不安があり、譲り受けてくれる人を探していた。譲受人は、譲渡人から依頼を受け、譲り受け耕作・管理する。農地の価格は10アール当たり〇〇円となっています。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田3筆、3,519平米。申請事由、譲渡人は、高齢の為、耕作・管理することができない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。農地の価格は発生しておりません。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の畑1筆、1,120平米。申請事由、譲渡人は、高齢の為、耕作・管理することができない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。農地の価格は発生しておりません。

申請番号4番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の田4筆、6,385平米。申請事由、譲渡人は、高齢の為、耕作・管理することができない。譲受人は農地の紹介を受け、譲り受け、維持管理する。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 5 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、2,786 平米、畑 2 筆、595 平米。申請事由、譲渡人は、高齢の為、耕作・管理することができない。譲受人は農地の紹介を受け、譲り受け、維持管理する。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 6 番、権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の畑 1 筆、116 平米。申請事由、譲渡人は、農地を購入し、耕作したいとの申出があった。譲受人は自宅の隣地であり、耕作しやすいということで申請をされております。農地の価格は 10 アール当たり〇〇円です。

申請番号 7 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 3 筆、4,191 平米、畑 3 筆、139.26 平米。申請事由、譲渡人は、現在耕作してもらっている譲受人に譲り渡し、維持管理してもらおう。譲受人は耕作している農地を譲り受け、維持管理する。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 8 番、権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田 1 筆、3,894 平米。申請事由、譲渡人は、高齢で耕作・管理することが出来ない。譲受人は、譲り受け、規模を拡大して耕作する。農地の価格は発生しておりません。

以上 8 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 8 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 申請番号 1 番ですけど、ずっと前から譲受人に耕作してもらっていて、ここは家から離れていて、譲りたいと前からおっしゃっていました。それで、近くの方が自分が買いますということでした。この方は意欲のある方です。

会 長 他にありませんか。

〇〇番 申請番号 2 番から 5 番の〇〇さんの分です。〇〇さん本人はずっと農業されておったわけですけども、耕作をずっとされておまして、現状、田んぼも畑も綺麗にしておりましたけど、高齢のためということで書いてありますけど。自分の子供たちが、一緒に居ないということと後を継ぐ娘さんたちばかりなので、後も継げないということで。耕作してくださる方がいれば、なるべく地元の人をお願いしたいということで探されたようでございます。

〇〇の方は地元の方ですけど、4 番、5 番は、〇〇町の〇〇さんという方です。〇〇さんは、地元と言え、〇〇から〇〇まで 20 分もあれば行ける、車で行けば。近いから地元に近いということでしたけれど。〇〇さん自体は林業をされていて、〇〇の〇〇の方にも、ちょくちょくお出でになって、お世話になることも多かったということで、面識があられるということで、農地

の件をお願いしたら、快く引き受けてくださるということで、4番、5番の件については、〇〇の〇〇さんに引き継ぎたいということでございました。

それと、〇〇さんと〇〇さんは同一世帯の方でございます。

ということで、〇〇さん自体は、そんなにいっぺんに田んぼを離してしまって寂しくないですかという話もしたんですけど、もうなんか自分としては、終活の一環で、後々ご迷惑をかけたくないから、今のうちに整理しておきたいという気持ちで、私たち推進さんと一緒に判子を押したら、ほっとされていたような状況でございました。

ということで、特に問題はないということで、現場も確認いたしましたし、押印したところでございます。

〇〇番

申請番号6番から8番は、私の担当の所でございます。6番の〇〇さんは、以前も、以前引っ越してこられた時に、家庭菜園が趣味ということで、その空き家についていた農地が少しあったんですけども、それじゃあちょっと何か足りないということで。以前は、〇〇さんという方から、譲ってもらわれておりましたが、今回、〇〇さんの農地は全て〇〇さんが買われましたので、畑の部分を買われましたので、〇〇さんにまだちょっと畑が足りないということで買われたということでございました。農家じゃないんですけども、すごくお上手で、野菜とか本当に上手に作られるから、そんなに沢山、畑をするようだったら、直売所ぐらい出したらどうですかって言ったんですけども。足がないとか何とかで。家で食べる分にはちょっと多いかなというくらいの野菜を作っていたらいいかなというふうに思っていました。

7番、8番ですけども、譲渡人のところに、譲受人の名前が、〇〇さんと〇〇さんがあると思うんですけども。以前ですね、〇〇さんのおじいさん、〇〇さんのお父さんが、〇〇さんという方でございましたけども100歳近くまで生きられましたけども、3人娘さんがいらっしやって、前のときは、まだ農地が沢山あったんですね。それでその時にこの〇〇さんという人が、〇〇さんという人が、まだ自分の農地を手放されなかったもので、以前も、ただ、0円で、〇〇さんも〇〇さんも引き受けていらっしやったんですけども、今回、もういよいよ処分をしたいということで、また同じ方にですね、譲られたということで。もう終活でもござますし、この〇〇さんという方も、もう90歳を過ぎてらっしやると思っていましたので、もう作ってくれる方がいらっしやったら荒れない分でもいいかなということで、判子押ししました。

それで、この〇〇さんという方が、〇〇さんには、後継者がいらっしやるんですけども、〇〇さんは、シングルでございますので、どうなさるのかなと、また後々出てくるのではないかなと不安もありますが。ただ、一応今のところは元気ですので、印鑑を押ししました。以上です。

会 長

ありがとうございました。
他にございませんか。

では、地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等ございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番 お尋ねです。結構無料とか、1反〇〇円とか。6番は116平米だったら、35坪ぐらいね。ただ、割高のように感じるけど、場所がよか所なんですか。

〇〇番 いや、全然よくないです。山つきで〇〇山の。

〇〇番 えらく高く買われていますね、他のに比べてですよ。坪に直すと〇〇円ですよね。

〇〇番 畑は大体安く売られますね。それでも、佐賀県のセンサスなんかは田ん中と同じ値段っていうふうにはなっていないんですけども、畑だからですね。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の申請番号1番から8番についての8件について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の申請番号1番から8番についての8件については、許可することに決しました。

次に、申請番号9番については、〇〇委員が譲受人であり、農業委員会等に関する法律31条に基づく議事参与の制限により、議案第1号申請番号9番の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

会 長 申請番号9番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号9番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、2,704平米です。申請事由、譲渡人は、県外に居住しているため、維持・管理することができない。譲受人は平成29年頃から申請地を耕作しており、また自宅に近い。農地の価格は1筆で〇〇円となっています。

以上 1 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 譲渡人の方は船に乗っておられます。1 回出航すると、3 か月は帰ってこられないということで、平成 29 年から譲受人の方が耕作されています。そういう流れになっているので、印鑑を押ししました。

会 長 他にございませんか。

では、地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等ございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の申請番号 9 番について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の申請番号 9 番については、許可することに決しました。

(〇〇委員 入席)

《議案第 2 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 1 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による申請です。

申請番号 1 番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町〇〇の畑 1 筆 448 平米となっております。こちらの用途は資材置き場となっておりますが、配布しております別冊の資料 3 ページに配置図を記載してお

ります。こちらにありますように、資材倉庫のある所が、既存の敷地になっておまして、おおよそ大体 1,000 m²ほど、既存の施設がございます。今回この既存の施設の拡張ということで、448 平米。同時利用地ってなっている部分を、右下の方の農地を巻きつけるような感じでここを拡張されるということで、伺っております。こちら概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の一部の農地ということで 1 種農地に区分をしておりますが、先ほど申し上げました通り、既存の施設の拡張ということで、例外的な許可の基準に該当するという判断をしております。工事の完了時期は令和 8 年の 4 月 15 日となっております。

事務局からは以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 敷地内のような所でしたので、何も今までも作られていなかった所でした。問題ないと思い、印を押しました。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようでございますので、議案第 2 号の質疑をとどめます。
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）》 —————

会 長 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。

議案第 3 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたしま

す。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

別冊の 1 ページをご覧ください。こちらに「令和 7 年度第 11 号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

全体の合計といたしましては、田、新規 4 件、4 筆、5,452 平米。

再設定 33 件、76 筆、118,648 平米。

畑、再設定 1 件、1 筆、452 平米となっています。

3 ページから 20 ページに各町の詳細を記載しています。

また、利用権設定解除については、21 ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑等もないようでございますので、議案第 3 号の質疑をとめます。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案どおり意見なしとすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）につきましましては、原案どおり意見なしとすることに決しました。

————— 《議案第 4 号 地域計画変更（案）に対する意見について》 —————

会 長 議案第 4 号 地域計画変更（案）に対する意見について、を議題といたします。

農林課から説明をお願いします。

農林課 議案第 4 号 地域計画変更（案）に対する意見について、を説明させていただきます。

地域計画の見直しにつきましては、昨年末から取り組みについて、逐一報告させていただいているところですが、所見では、1 月中旬ごろ、農業委員及び推進委員の皆様、担当されていると思われるエリアを含む今回修正とな

る、計画と目標地図を送らせていただいております。ご確認いただいた上で、さらにご意見を求めておりました。

その後で、ご提出いただいた回答を集約したところ、皆様から意見、特に意見なしとの回答をいただいております。

今後、皆様からいただきました回答をもとに、公告をする必要がありますが、その手続き上、農業委員会の総会に諮り、ご意見を求める必要があります。

本来であれば、皆様に全町分の計画と地図を配布の上、ご審議をいただくところですが、すでに担当地区の部分をご確認いただいております。あと、資料全部となると、皆様に50枚ずつぐらいは配るような状態になりましたので、事務局と協議の上、割愛させていただきます。

それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第4号について、ご意見、ご質疑等がございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

さっきもおっしゃられたように地図が、前回の分と訂正した分と、新と旧という形で地図が皆様のところに送ってきてあると思いますけども、色分けの地図ですね。それを確認されたと思いますが、何か気になった所とかございませんでしょうか。

私も見ていて、この人じゃあないけど、と思う所があったんですよ。それやっぱ、その5年先、10年先が分からないから該当なしの色がついているのかなあと思ったりしたんですけども。皆さん、そういうところを気づかれませんでしたか。

そしてちょっとね、1つ農林課に苦言を呈しますのはちょっと色が見にくいということで、担当者には言っていますが。

他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 ないようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号 地域計画変更(案)に対する意見につきましては、意見なしと回答することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます

よって、議案第4号 地域計画変更(案)につきましては、意見なしと回答することに決しました。

農林課 ご審議ありがとうございました。地域計画の見直しにつきましては、去年末から、ご報告しながらさせていただきました。完成からまだ1年経たない

うちで、基本的には1年毎に見直しをなさっていうことで、国の方針が示されておりまして。我々もどの程度、変化が見られるのかちょっと懐疑的だったんですが、やってみてですね、今、会長からもありましたように、結構急ぎで作ったので、黄色の色のまま、ちょっと、検討中とか、実はもう、分かっているのに、黄色のままとか。あとは、地図がどうしても見にくくて、字図、もともとは字図で見てもらっていたので、色が塗れていない所とかが実際あったりして、まだまだ精度が上がってないのが実情です。今回もまた特に細かい所、特に会長からご指摘あったんですけども、隣の武雄市以外の所と隣接している所が、結構入り作が多くて、こっちの出作もあるんでしょうけど。そういったところが今、黄色のままになっている所があって、そこがちょっと検討中という表示が正しいのかっていうので、来年そこはちょっと変えていこうかと思っています。そういったところで結構、見直しがまだ精度を上げなければいけないのと、あとは前もお伝えしたんですけど、〇〇あたりで、どうしても見てもらう方、代表がすごく早いサイクルで交代されているところ、生産組合とかあられて。そもそも地域計画のその存在自体を、なかなか伝わっていないとか、もう前の人から分からないとか、いう状況が出ているので、そういった周知の意味も含めてですね、ちょっとお手間をかけることになるとは思うんですけども、1年、おそらく毎年の作業になっていくと思います。できる限り、皆さまのご負担を減らせるように考えて参りますので、引き続きご協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

《議案第5号 武雄市非農地証明》

会 長 次議案第5号 武雄市非農地証明を議題といたします。
武雄市非農地証明について、6件の証明願が提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 武雄市非農地証明願についてご説明いたします。資料は議案書の5ページからです。

申請番号1番、土地は〇〇町の畑1,304平米、1,181平米、1,833平米です。農地でなくなった時期及び原因は、平成9年に高齢のため農作業をやめてから放置しており、山林化しているということで、事務処理要領の該当事項第4号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑、398平米、2,945平米、517平米、〇〇町の畑209平米、田2,578平米、田244平米です。平成元年頃から取り付け道路が狭く急傾斜地のため耕作しておらず、山林化している。1484-1は溜池となっているということで、こちらも事務処理要領の該当事項第4号に該当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地は〇〇町の田196平米、554平米、95平米、254平米、畑168平米です。30年以上前から水不足により耕作しておらず、竹林や雑木

が繁茂しているということで、こちらも事務処理要領の該当事項第4号に該当するものと判断いたします。

申請番号4番、土地は〇〇町の田43平米、189平米、39平米です。20年以上前より現在に至るまで耕作しておらず、竹藪状態であるということで、こちらも事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号5番、土地は〇〇町の田80平米、82平米、223平米です。こちらも20年以上前より現在に至るまで耕作しておらず、竹藪状態であるということで、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号6番、土地は〇〇町の畑14平米、239平米、84平米です。平成元年10月に家を増築してから現在に至るまで、自宅敷地の一部や進入路として使用しているということで、こちらは、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 1番、2番です。山です。なかなか簡単に行ける所ではないです。

会 長 随分、山持ってらっしゃるのですね、この方たち。

〇〇番 3条で出てきた方ですが、手入れされている田んぼ、畑の上に、ここであってここから先は行かれないもんねって言われていた山で、多分そこが出ているんだろうなと思って、お隣の町と接していて、思いました。

会 長 それでは、他に意見はありませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号 武雄市非農地証明6件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号 武雄市非農地証明6件については、原案どおり証明することに決しました。

《閉 会》

会 長 それでは、以上をもちまして、本日、準備されました議案につきましては、
全て終了しました。
 これをもちまして、令和8年2月の農業委員会総会を終わります。